様式第一　（第四条関係）

この証明書を携帯する者は、自然環境保全法第十八条（第三十条又は第三十五条の七において準用する場合を含む。）に規定する中止命令等を行う自然保護取締官である。

第　号

身分証明書

写真添付

官職氏名

生年月日

年　月　日交付

環境大臣　印

備考　この用紙は、A列六番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。

（自然環境保全法（抄））

（中止命令等）

第十八条　環境大臣は、原生自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定により停止若しくは禁止の措置が命ぜられた者に対して、その行為の中止を命じ、又は当該措置を変更して、原状回復を命じ、若しくは原状回復のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2　環境大臣は、政令で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締官を命じ、前項に規定する権限の一部を行なわせることができる。

3　前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（報告及び検査等）

第三十九条　環境大臣は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第二十五条第四項の許可を受けた者若しくは前条第一項の規定により行為を禁止された者若しくは同条第二項の規定により停止若しくは禁止の措置が命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、自然環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第二十五条第四項各号若しくは前条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2　前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五十六条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第二十九条第一項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四　第二十九条第一項又は第三十五条の六第一項の規定による立入検査又は立入調査について虚偽の報告をした者

五・六　（略）

様式第二　（第三十条関係）

この証明書を携帯する者は、自然環境保全法第二十九条又は第三十五条の六に規定する検査等を行う職員である

第　号

身分証明書

写真添付

官職氏名

生年月日

年　月　日交付

環境大臣　印

備考　この用紙は、A列六番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。

（自然環境保全法（抄））

第二十九条　環境大臣は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第二十五条第四項の許可を受けた者若しくは前条第一項の規定により行為を禁止された者若しくは同条第二項の規定により停止若しくは禁止の措置が命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、自然環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第二十五条第四項各号若しくは前条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2　前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五十六条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第二十九条第一項又は第三十五条の六第一項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四　第二十九条第一項又は第三十五条の六第一項の規定による立入検査又は立入調査について虚偽の報告をした者

五　（略）

様式第一　（第四条関係）

この証明書を携帯する者は、自然環境保全法第十八条（第三十条において準用する場合を含む。）に規定する中止命令等を行う自然保護取締官である。

第　号

身分証明書

写真添付

官職（職名）氏名

生年月日

年　月　日

環境大臣　印

備考　この用紙は、A列六番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。

（自然環境保全法（抄））

（中止命令等）

第十八条　環境大臣は、原生自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定により停止若しくは禁止の措置が命ぜられた者に対して、その行為の中止を命じ、又は当該措置を変更して、原状回復を命じ、若しくは原状回復のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2　環境大臣は、政令で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締官を命じ、前項に規定する権限の一部を行なわせることができる。

3　前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（報告及び検査等）

第三十九条　環境大臣は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第二十五条第四項の許可を受けた者若しくは前条第一項の規定により行為を禁止された者若しくは同条第二項の規定により停止若しくは禁止の措置が命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、自然環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第二十五条第四項各号若しくは前条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2　前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五十六条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第二十九条第一項又は第三十五条の六第一項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四　普通地方公共団体が行なう行為について、それぞれ準用する。

第五十三条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一　第二十五条第一項又は第三十一条第四項の許可を受けないで同条第一項各号に掲げる行為をした者

二　第二十五条第四項又は第三十一条第四項の許可を受けないで同条第四項各号に掲げる行為をした者

三　第二十六条第一項又は第三十一条第四項の規定による命令に違反した者

四　第二十七条第一項又は第三十一条第四項の規定による命令に違反した者

第五十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

2　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき、法人を代表するほか、法人でない団体を代表して前条の罰金刑又は過料の刑に処せられるべき場合における訴訟行為につき、法人でない団体